

特定健康診査受診券を発行します

国民健康保険に加入している40歳以上75歳未満の人は特定健康診査受診券を使い、無料で特定健康診査を受診いただけます。次の条件に該当する受診券をお持ちでない人も無料で受診できるので、受診を希望する人は健康推進課までご連絡ください。

- ・平成31年（2019年）4月1日以降に国民健康保険に加入した40歳以上の人
- ・平成31年（2019年）度に75歳になる人で、75歳の誕生日までに特定健康診査の受診を希望する人
- ・国民健康保険税滞納世帯の40歳以上で全額納付が完了した人

問 金屋庁舎健康推進課

**後期高齢者医療保険制度に加入されている皆さまへ
医療・歯科健康診査**

後期高齢者医療保険に加入している方は、年1回、医療健康診査および歯科健康診査を受診できます。対象者の方には、5月下旬に受診券を和歌山県後期高齢者医療広域連合から直接お送りします。受診券発行の申し込みをする必要はありません。受診券などの紛失やご不明な点があれば、お問い合わせください。

● 医療健康診査

・対象者／被保険者全員

・検査項目(皆さまに実施する項目)／問診・計測(身長・体重・BMI・血圧)・診察(身体診察)・血液検査(脂質・肝機能・糖代謝)・尿検査(糖・蛋白)

※医師が必要と判断した方に追加で実施する検査項目／貧血検査(血色素量・赤血球数・ヘマトクリット値)・心電図検査・眼底検査・血清クレアチニン検査

・実施期間／6月1日(土)～2020年2月29日(土)

・自己負担額／無料

・持ち物／保険証、受診券、受診票・問診票

・実施場所／受診券と同封している実施医療機関一覧に記載されている医療機関

・その他

すでに同様の検査を受けている場合や、病院・介護施設に入院・入所している方など定期的に健康管理が行われている場合は、必ずしも受ける必要はありません。

生活習慣病の治療などで定期的に医療機関を受診している方は、受ける必要があるか、主治医に相談してください。

● 歯科健康診査

・対象者／平成31年3月末で75歳、80歳、85歳の方と90歳以上の方

・検査項目／問診・口腔診断(歯の状態・歯周組織の状況・口腔衛生状況・噛み合わせ・口腔乾燥・粘膜炎の異常)、口腔機能検査(噛む能力・舌機能・嚥下(飲み込む)機能)

・実施期間／6月1日(土)～2020年2月29日(土)

・自己負担／無料

・持ち物／保険証、受診券、受診票・問診票

・実施場所／受診券と同封している実施医療機関一覧に記載されている医療機関

・実施期間／6月1日(土)～2020年2月29日(土)

・自己負担／無料

・持ち物／保険証、受診券、受診票・問診票

・実施場所／受診券と同封している実施医療機関一覧に記載されている医療機関

・その他

すでに同様の検査を受けている場合や、病院・介護施設に入院・入所している方など定期的に健康管理が行われている場合は、必ずしも受ける必要はありません。

生活習慣病の治療などで定期的に医療機関を受診している方は、受ける必要があるか、主治医に相談してください。

・実施期間／6月1日(土)～2020年2月29日(土)

・自己負担／無料

・持ち物／保険証、受診券、受診票・問診票

・実施場所／受診券と同封している実施医療機関一覧に記載されている医療機関

福祉

◇◇◇ 存じですか？この手当

【特別児童扶養手当】

● 対象者

・児童(※)を監護している父もしくは母
・父母に代わって児童(※)の生計を維持している人

※20歳未満で、身体や知的または精神に中程度の障害もしくは長期にわたる安静を必要とする症状にある児童

● 手当支給月額

・1級／5万2,200円
・2級／3万4,770円

● 次の場合は手当を受けられません

- ① 児童が日本国内に住んでいないとき
- ② 児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき
- ③ 児童が児童福祉施設などに入所しているとき

【障害児福祉手当】

● 対象者／20歳未満で、身体や知的または精神に重度の障害にあるために、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の児童

手当支給月額／1万4,790円

● 次の場合は手当を受けられません

- ① 施設に入所しているとき(シヨウトステイは除く)
- ② 児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき

【特別障害者手当】

● 対象者／20歳以上で、身体や知的または精神に重度の障害にあるために、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の人

手当支給月額／2万7,200円

● 次の場合は手当を受けられません

- ① 施設に入所しているとき(シヨウトステイは除く)
- ② 病院などに3カ月以上入院しているとき

【既にこれらの手当を受けている場合】

手当に応じて、いろいろな届け出をする義務があります。「障害程度に変動があった」「住所を変更した」「所得の高い扶養義務者と生計を共にするようになった」などの時は届け出てください。もし届け出が遅れたり、届け出をしなかった場合には、手当の支給が受けられなくなったり、手当を返していたことがありまますので、必ず忘れず届け出て下さい。

問 金屋庁舎やすらぎ福祉課